

情報システムの標準化に伴う関係規則の整理に関する規則

(東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部改正)

第1条 東大和市国民健康保険税条例施行規則（昭和38年規則第9号）の一部を次のよう改正する。

第2条第2項中「（第1号様式）」を削り、同条第3項中「（第2号様式）」を削り、同条第4項中「（第3号様式）」を削る。

第3条の見出し中「の様式」を削り、同条第1項中「の様式」を削り、同項第1号中「第4号様式」を削り、同項第2号中「国民健康保険税納税通知書（過年度）」を「国民健康保険税納税通知書（口座振替用）」に改め、「第5号様式」を削り、同項第3号中「第6号様式」を削り、同項第4号を削り、同項第5号中「第8号様式」を削り、同号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 国民健康保険税仮徴収額変更決定通知書

第3条第1項第6号を次のように改める。

(6) 国民健康保険税仮徴収停止決定通知書

第3条第1項第7号中「国民健康保険税申告書」を「国民健康保険税に関する所得申告書」に改め、「第10号様式」を削り、同条第2項中「第1号から第7号まで」を「第1号」に改め、「の様式」を削り、「定める様式」を「掲げる文書」に、「第8号から第10号まで」を「第2号」に改め、同項第1号中「国民健康保険税納税通知書（口座振替用）」を「国民健康保険税納税通知書（過年度）」に改め、同項中第2号から第7号までを削り、第8号を第2号とし、第9号及び第10号を削る。

第1号様式から第10号様式までを削る。

(東大和市税条例施行規則の一部改正)

第2条 東大和市税条例施行規則（昭和39年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第4号中「市民税（法人）更正・決定通知書」を「法人市民税更正・決定通知書」に改める。

第19条第1項第1号中「固定資産価格決定・修正通知書（土地・家屋）」を「固定資産税・都市計画税更正（価格・賦課）決定通知書」に改め、同項第2号中「固定資産価格決定・修正通知書（償却資産）」を「固定資産税更正（価格）決定通知書」に改める。

第21条第4号中「原動機付自転車及び小型特殊自動車標識交付証明書」を「原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書」に改める。

第27条第1号中「市民税・都民税・森林環境税納税通知書」を「市民税・都民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書」に改め、同条第2号中「固定資産税・都

市計画税納税通知書」を「固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）納税通知書」に改め、同条第３号中「軽自動車税（種別割）納税通知書」を「軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書」に改める。

第４７条第１項中「過誤納金等還付（充当又は委託納付）通知書」を「還付充当通知書」に改める。

第１５号様式から第１６号様式まで、第２２号様式、第４０号様式、第４３号様式、第４３号様式の２、第５８号様式、第７２号様式から第７４号様式まで、第７７号様式、第８７号様式及び第１２０号様式を次のように改める。

納 税 証 明 書

証明第 号

納税義務者住所(所在地)

納税義務者氏名(名称)

年度(調定年度)	年度		税額		備考
	納付すべき税額(円)	納付済額(円)	納期未到来額(円)	滞納額(円)	

備考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

東京都東大和市長

印

完 納 証 明 書

納税義務者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	

年 月 日現在、納期限到来済の市税について、現に滞納はありません。

上記のとおり相違ないことを証明します。

備考

年 月 日

東京都東大和市長

印

滞納処分を受けたことがない証明書

納税義務者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	

過去 年以内において市税の滞納処分を受けたことはありません。

上記のとおり相違ないことを証明します。

備考

年 月 日

東京都東大和市長



継続検査用納税証明書

納 税 義 務 者	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名 称)	

車 両 番 号	
納 税 済 年 月 日	年 月 日
この証明書の有効期限	年 月 日
備 考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

東京都東大和市長

印

- (注)
- 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
 - 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
 - 3 賦課期日(4月1日)後に所有者の変更があつた場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。
 - 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

年度分 市民税・都民税 申告書

この申告書に添付する所得等のある方は、市民税・都民税申告書（分離課税等）を併せて提出して下さい。

東大和市長殿		現住所		整理番号				
		1月1日現在の住所 フリガナ		業種又は職業				
		氏名		電話番号				
				個人番号				
提出年月日 年 月 日		生年月日	世帯主の氏名	続柄				

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13	社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料		円	
		合計					
15	生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		円	
		新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		円	
16	地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		円	
17～19		17 ☐ 寡婦控除		18 ☐ ひとり親控		19 ☐ 勤労学生控除（学校名）	
		☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還					
20	障害者控除	1	フリガナ 氏名	障害の程度	級度		
		個人番号					
		2	フリガナ 氏名	障害の程度	級度		
		個人番号					
21～22		配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ 氏名	生年月日	配偶者の合計所得金額	円	
			個人番号	☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）			
23	扶養控除	1	フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄
		個人番号					
		2	フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄
		個人番号					
3		フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄	
		個人番号					
		4	フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄
		個人番号					
16歳未満の扶養親族（控除対象外）		1	フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄
		個人番号					
		2	フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄
		個人番号					
3		フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄	
		個人番号					
		別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計		万円	

1	収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
2	所得金額	配当	オ		
		給与	カ		
		公的年金等	キ		
		業務その他	ク		
3	所得金額	短期	コ		
		長期	サ		
		一時	シ		
		合計	⑫		
4	所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		
		小規模企業共済等掛金控除	⑭		
		生命保険料控除	⑮		
		地震保険料控除	⑯		
5	所得から差し引かれる金額	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
		勤労学生、障害者控除	⑲～⑳		
		配偶者（特別）控除	㉑～㉒		
		扶養控除	㉓		
6	所得から差し引かれる金額	基礎控除	㉔		
		⑬から㉔までの計	㉕		
		雑損控除	㉖		
		医療費控除	㉗		
7	所得から差し引かれる金額	合計（㉕+㉖+㉗）	㉘		
		地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。			
		5 給与・公的年金等に係る所得以外（ 年4月1日において 歳未満の方は給与所得以外）の市民税・都民税の納税方法			
		☐ 給与から差引き（特別徴収） ☐ 自分で納付（普通徴収）			

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（ 年4月1日において 歳未満の方は給与所得以外）の市民税・都民税の納税方法

☐ 給与から差引き（特別徴収）
☐ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

(裏) 6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日給	勤務日数	月収
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			円
合計			
法人番号又は所在地			
勤務先名			
電話番号			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円
国外株式等に係る外国所得税額				

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期				円	円
一時					円	円
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに、ハの金額を表面のニに記入してください。 右のニの金額を表面のホの所得金額欄へ記入してください。						ニ 合計 イ+ [(ロ+ハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

1	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除)額
	個人番号		従事月数	
2	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除)額
	個人番号		従事月数	
3	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除)額
	個人番号		従事月数	
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし
				合計額

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額（白）	円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日	
☐ 他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	フリガナ 氏名	個人番号	住所
2	フリガナ 氏名	個人番号	住所
3	フリガナ 氏名	個人番号	住所

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得額を書き入ってください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）	円
住所地の共同募金会、日本支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	
条例指定分	都道府県 市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
個人番号					

(第22号様式の2枚目)

年度分 市民税・都民税 申告書（分離課税等用）

フリガナ		生年月日	整理番号	
氏名				
個人番号			電話番号	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用条文		

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種目	必要経費
	事業譲渡 雑	円
	事業譲渡 雑	
	事業譲渡 雑	
	特例適用条文	

4 上場株式等の配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る 負債の利子
	・	円	円
	・		
	・		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額(A-B) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)	
	円	円	円	円	円	
退職	A 収入金額	勤続年数	普通 障害	B 退職所得控除額	C 差引(A-B)	所得金額(C×1/2)
	円	年 (年 月間)	☐ 普通 ☐ 障害	円	円	円

1 収入 金額	短期譲渡	一般分	シ	円
	長期譲渡	軽減分	ス	
		一般の譲渡	セ	
		優良住宅地等 に係る譲渡	ソ	
	居住用財産の 譲渡	タ		
	一般株式等の譲渡	チ		
	上場株式等の譲渡	ツ		
5 所得 金額	短期譲渡	先物取引	ト	
		一般分	㉔	円
		軽減分	㉕	
	長期譲渡	一般の譲渡	㉖	
		優良住宅地等 に係る譲渡	㉗	
		居住用財産の 譲渡	㉘	
	一般株式等の譲渡	㉙		
上場株式等の譲渡	㉚			
上場株式等の配当等	㉛			
先物取引	㉜			

この申告書（分離課税等用）は、市民税・都民税申告書と一緒に提出してください。

第 年 月 日

東京都東大和市長

印

法人市民税更正・決定通知書

次のとおり更正・決定しましたので通知します。

法人管理番号		法人番号		
法人名				
所在地				
申告区分		法人税の 修正・更正日	年 月 日	
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			
更正決定事由				
区 分	更正・決定前	更正・決定後		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	円	円		
分割基準となる従業者数(本市/総数)				
課税標準額又は分割課税標準額	円	円		
税率	%	%		
法人税割額	円	円		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	円	円		
税額控除超過額相当額の加算額	円	円		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	円	円		
外国の法人税等の額の控除額	円	円		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	円	円		
差引法人税割額	円	円		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	円	円		
納付すべき法人税割額	① 円	②	円	
均等割月数		月	月	
納付すべき均等割額	③ 円	④	円	
合計税額(①+③)又は(②+④)	⑤ 円	⑥	円	
この通知により納付すべき又は還付すべき(－印)税額(⑥－⑤の差引増減額)			⑦ 円	
指定納期限	年 月 日	⑦の内訳	法人税割額(②－①)	円
			均 等 割 額(④－③)	円

1 減額による還付の場合は、後日、還付に関する通知書を送付します。
2 不足額がある場合は、上記指定納期限までに東大和市公金取扱金融機関へ納付してください。
3 延滞金が発生する場合は、後日、延滞金に関する通知書を送付します。
4 この更正又は決定に不服があるときは、この更正又は決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます(なお、この更正又は決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この更正又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この更正又は決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において被告を代表する者は市長となります。))処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【お問い合わせ先】

賦課年度	
通知書番号	

第 号
年 月 日

東京都東大和市長



年度 固定資産税・都市計画税 更正(価格・賦課)決定通知書

固定資産(土地・家屋)の価格を下記のとおり決定・修正したので、地方税法第417条第1項の規定により通知します。

納税義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
備考		

		更正前	更正後
所在地			
家屋番号			
現況地目又は用途			
構造			
現況地積又は床面積(㎡)			
評価額(円)			
固定	前年度課税標準額又は比準課税標準額(円)		
	課税標準額(円)		
都計	前年度課税標準額又は比準課税標準額(円)		
	課税標準額(円)		
更正事由			
備考			
		更正前	更正後
所在地			
家屋番号			
現況地目又は用途			
構造			
現況地積又は床面積(㎡)			
評価額(円)			
固定	前年度課税標準額又は比準課税標準額(円)		
	課税標準額(円)		
都計	前年度課税標準額又は比準課税標準額(円)		
	課税標準額(円)		
更正事由			
備考			

【お問い合わせ先】

(裏)

1 評価額について不服がある場合

固定資産課税台帳に新たに登録された評価額（価格）について不服がある場合には、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、地方税法第417条第1項の通知を受けた場合は同通知を受けた日から3箇月以内）に、固定資産評価審査委員会に対して書面で審査の申出をすることができます。また、この審査の申出に対する決定を経た場合において、なお不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

2 評価額以外について不服がある場合

この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において被告を代表する者は市長となります。）処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

賦課年度	
通知書番号	

第 年 月 日 号

東京都東大和市長



年度 固定資産税 更正(価格)決定通知書

固定資産（償却資産）の価格を下記のとおり決定・修正したので、地方税法第417条第1項の規定により通知します。

納税 義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
備考		

区分(償却資産)		更正前	更正後
価格(円)			
課税標準額(円)			
更正事由			
備考			

【お問い合わせ先】

(裏)

1 評価額について不服がある場合

固定資産課税台帳に新たに登録された評価額（価格）について不服がある場合には、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、地方税法第417条第1項の通知を受けた場合は同通知を受けた日から3箇月以内）に、固定資産評価審査委員会に対して書面で審査の申出をすることができます。また、この審査の申出に対する決定を経た場合において、なお不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

2 評価額以外について不服がある場合

この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において被告を代表する者は市長となります。）処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

原動機付自転車・小型特殊自動車
標識交付証明書

所有者	住所 (所在地)					
	氏名 (名称)					
使用者	住所 (所在地)					
	氏名 (名称)					
納税義務者区分						
標識番号						
種別						
定置場						
所有形態						
車名						
車台番号						
型式		型式認定番号				
総排気量又は 定格出力		原動機型式				
長さ		cm	幅	cm	最高速度	km/h
納税義務発生 年月日		年 月 日		年式		年式
備考						

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

年 月 日

東京都東大和市長

印

【お問い合わせ先】
東大和市役所 課 係

東京都東大和市
電話

あなたの市民税・都民税・森林環境税を本書のとおり決定
変更しましたので通知します。

年 月 日

東京都東大和市長

印

お問合せ先	
-------	--

年度 市民税・都民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書

(単位:円)

▼賦課期日時点氏名・住所

--

	年 税 額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額

通知書番号	
金融機関名 (支店名)	
口座番号	振替方法
(口座名義人)	

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限							

▼一括で納めていただく場合
*一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額
(仮徴収税額)

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

年金より特別徴収される額			

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

年金より特別徴収される額			

年度 市民税・都民税・森林環境税課税明細書

(単位:円)

▼所得金額等

給 与 収 入	
公 的 年 金 等 収 入	
合 計 所 得 金 額	
繰 越 損 失 額	
総 所 得 金 額 等	

▼所得控除額

控 除 合 計	

▼扶養親族該当区分

▼本人該当区分

控 配	老 配	特 定	同 老	老 人	16歳未満	その 他	同 障	特 障	他 障	未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦		勤 労 学 生
▼算出税額							市民税				都民税				
税 額 控 除 前 所 得 割															
所 得 割 額															
均 等 割 額															
森 林 環 境 税 額															
減免額・免除額															
年 税 額(住民税及び森林環境税の額)															
給与・公的年金等からの特別徴収税額															
差引普通徴収税額(本年度納めていただく額)															
控 除 不 足 額															
(うち還付額)															

▼課税標準額

(裏)

課税の根拠等について（税率等は、最新年度の内容を記載しています。）

1 課税の根拠
市民税・都民税は、 年1月1日現在市内に住所を有する個人には所得割と均等割が、市内に住所を有しない個人であつても市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人には均等割が課税されます。森林環境税は、 年1月1日現在国内に住所を有する個人に課税されます。（地方税法第24条・第294条、市税条例第20条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条）

2 納期限までに税金を納付しなかった場合
(1) この通知書に指定された納期限までに税金を納められなかった場合は、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年 %（当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年 %）の割合で計算した額の延滞金を徴収することになります。なお、延滞金の割合について、暫定的な措置として、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第33条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 %の割合を加算した割合をいう。）が年 %の割合に満たない場合には、その年中においては、年 %の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合とし、年 %の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には年 %の割合）となります。
(2) 納期限までに税金を完納しないために督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、財産差押え等の滞納処分を受けることがあります。

3 審査請求等
この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
また、この決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において被告を代表する者は市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

税額の計算方法（分離課税分を除く）

課税標準額

所得

-

所得控除

×

税率

市民税

都民税

-

税額控除等

+

均等割額

市民税

都民税

+

森林環境税

=

合計年税額

◎ 税率

・均等割

市民税	
都民税	

・所得割

市民税	
都民税	

森林環境税
※分離課税の所得割は税率が異なります。

◎所得控除

基礎 控 除	納税義務者本人の合計所得金額				控除額	
雑損 控除						
医療 費 控除						
	医療費 控除の特例					
障 害 者 控 除	普通障害者		扶 養 控 除	年少		
	特別障害者			一般		
	同居特別障害者			老人		
	寡婦控除			特定		
	ひとり親控除			同居老親等		
	勤労学生控除					

納税義務者本人の 合計所得金額				
配偶者控除	一般			
	老人			
配偶者特別控除	配偶者の所得金額	控除額		
社会保険料控除				
小規模企業共済等掛金控除				
地震保険料控除	支払保険料		控除額	

生命保険料控除	支払保険料	控除額
◎ 税額控除（調整控除）		

◎ 税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

市民税		都民税	
◎ 税額控除（配当控除）			
課税総所得金額等			
種類		市民税	都民税
利益の配当等			
証券投資	外貨建等証券投資信託以外		
信託等	外貨建等証券投資信託		

◎税額控除（配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除）

区分	市民税	都民税
配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除		

◎ 税額控除（寄附金税額控除）

--	--

◎所得金額調整控除

◎分離課税の税率

			市民税	都民税
短期譲渡所得	一般			
	軽減			
長期譲渡所得	一般			
	優良住宅地等			
	居住用財産			
株式等の譲渡	上場株式等			
	一般株式等			
先物取引				
配当所得				

4 減免
生活保護、天災などの特別な事情がある場合、納期限までに、その事由を証明する書類を添付して、減免申請することができます。

◎非課税基準

〈納付取扱場所等〉

東大和市 年度
固定資産税・都市計画税
(土地・家屋・償却資産)
納税通知書

賦課年度	
通知書番号	

あなたの固定資産税・都市計画税は次のとおりです。

年 月 日

東京都東大和市長

印

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	
振替方法	

○ お問い合わせ

◎この用紙は折り曲げたり、汚したりせずに保管ください。

区分	固定資産税(円)	都市計画税(円)
課税標準額	土地 A	B
	家屋 B	D
	償却資産 C	
	合計 D=A+B+C	M=B+D
税率	E	N
軽減・減免前税額	F=D×E	O=M×N
共用土地税額	G	P
軽減税額	H	Q
減免税額	I	R
年税額	J=F+G-H-I	S=O+P-Q-R
合計年税額	J+S	

期 別	納 期 限	納 付 額(円)
第1期	年 月 日	
第2期	年 月 日	
第3期	年 月 日	
第4期	年 月 日	
随時期1		
随時期2		

備考	
----	--

(第73号様式の2枚目)

年度 固定資産税・都市計画税
(賦課年度 年度) (土地・家屋)課税明細書

納税 義務者		通知書番号	

区分 土地又は家屋の所在地			不動産番号	課税標準額(円)		本則課税標準額(円)			
登記地目又は種類・用途	登記地積又は床面積(㎡)	建築年		前年度課税標準額又は比準課税標準額(円)	軽減税額(円)				
現況地目又は構造	現況地積又は床面積(㎡)	現況階層	評価額(円)	減免税額(円)	相当税額(円)				
家屋番号又は共用土地の持分割合	非課税地積又は床面積(㎡)	現況屋根		課税標準額(円)	本則課税標準額(円)				
備考			前年度課税標準額又は比準課税標準額(円)	軽減税額(円)					
			減免税額(円)	相当税額(円)					
			小規模住宅用地	地積	固定課税標準額(円)	固定負担水準	都計課税標準額(円)	都計負担水準	
			一般住宅用地						
			上記以外の土地						
				固定					
				固定					
				都計					
				都計					
				小規模住宅用地					
				一般住宅用地					
			上記以外の土地						
				固定					
				固定					
				都計					
				都計					
				小規模住宅用地					
				一般住宅用地					
			上記以外の土地						
				固定					
				固定					
				都計					
				都計					
				小規模住宅用地					
				一般住宅用地					
			上記以外の土地						
				固定					
				固定					
				都計					
				都計					
				小規模住宅用地					
				一般住宅用地					
			上記以外の土地						
				固定					
				固定					
				都計					
				都計					
				小規模住宅用地					
				一般住宅用地					
			上記以外の土地						

公

東京都東大和市

納付書（納入済通知書）

年度

軽自動車税（種別割）

加入者名				口座記号番号				合計金額				円
収納機関番号		納付番号						確認番号		納付区分		
納期限			通知書番号			年度			期別			

税額			円	延滞金			円
督促手数料			円	合計金額			円
コンビニ等収納用							
収納代行会社							
納税義務者名				指定期限	年 月 日		
				バーコード 使用期限	年 月 日		

取りまとめ店：

領収日付印

東大和市保管・コンビニ等本部控

公

東京都東大和市

納付書（原符）

年度

軽自動車税（種別割）全期

加入者名						
口座記号番号						
税額	円					
延滞金	円					
督促手数料	円					
合計金額	円					
納税義務者名						
通知書番号						
納期限	年 月 日					
指定期限	年 月 日					

東大和市

領収日付印

収納代行会社

金融機関保管・コンビニ等店舗控

公

東京都東大和市

軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書

年度

月

日

納税義務者						
納期限	年 月 日		車両番号（標識番号）			
税額			車種			
賦課年度	年度		課税年度	年度		収納代行会社

上記のとおり決定しましたので通知いたします。

年 月 日

東京都東大和市

印

備考

領収日付印

納付者保管・収入印紙不要

裏面もご覧ください。お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

公

東京都東大和市

軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）

車両番号

証明書の有効期限

年 月 日

この納税証明書は、車検において自動車検査証の返付を受ける際に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

備考

上記のとおり証明します。

東京都東大和市

印

領収日付印

納付者保管

※領収日付のないもの及び車両番号等が*印で消されているものは使用できません。

継続検査（車検）を受ける方へ 1 継続検査を受ける際、この納税証明書の提示又は納付の事実の確認がなければ、道路運送車両法第97条の2第3項の規定により自動車検査証の返付を受けることができません。 この証明書は、継続検査の際使用するものですから、「自動車検査証」と一緒に保管してください。 2 車両番号等が＊印で消されているものは、昨年度以前の分（延滞金を含む）が未納のものです。 なお、納税されているにもかかわらず車両番号等が＊印で消されている場合は、納税証明書が必要な方は、別途納税証明書を発行いたしますので東大和市役所までお問い合わせください。 3 この証明書の有効期限までに軽自動車等を読み渡す場合には、この証明書も一緒に渡してください。	課税の根拠等について 1 納税義務者 軽自動車税の種別割は、地方税法第443条及び市税条例第68条に基づいて、4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者に年額課税されます。 2 納期限までに税金を納付しなかった場合 (1) この通知書に指定された納期限までに税金を納められなかった場合は、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年％（当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年％）の割合で計算した額の延滞金を徴収することになります。なお、延滞金の割合について、暫定的な措置として、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年％の割合を加算した割合をいう。）が年％の割合に満たない場合には、その年中においては、年％の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年％の割合を加算した割合とし、年％の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年％の割合を超える場合には年％の割合）となります。 (2) 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、財産差押え等の滞納処分を受けることがあります。 3 審査請求等 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において被告を代表する者は市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 4 軽自動車税の種別割の減免 身体障害者等で軽自動車税の種別割の減免を受けようとする方は、納期限までに東大和市役所 課で手続をしてください。	＜納付取扱場所等＞ ◎東大和市指定金融機関 ◎東大和市収納代理金融機関 ◎東大和市清原市民センター ◎コンビニエンスストア ◎地方税お支払サイトでの納付
＜納付取扱期間＞ ◎ 金融機関、コンビニエンスストアでの納付は、 年 月 日まで取り扱います。 ※各金融機関において取扱いを変更する場合があります。 ◎ ただし、東大和市役所 課及び東大和市清原市民センターでは、上記以降でも取り扱います。	〈お問い合わせ〉 東京都東大和市中央3丁目930番地 東大和市役所 電話 FAX 軽自動車税（種別割）に関する問い合わせは…… 課 係へ 内線 納税・口座振替に関するお問い合わせは…… 課 係へ 内線	

様

東京都東大和市長



納期限変更告知書

地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収をするため、次のとおり納期限を変更します。

変更後の納期限							
納付(入)場所							

納 税 者	住所(所在地)						
	氏名(名称)						

税目	賦年	課年	期(月)	税額(円)	納期限	課税情報
	通知書番号					
合計						

備考						
----	--	--	--	--	--	--

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において被告を代表する者は市長となります。）処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【お問い合わせ先】

年 月 日
還付充当第
東京都東大和市長
印

還付充当通知書

あなたからの納付金は、次のとおり過誤納となりましたので、還付充当します。

納税義務者 氏名・名称	
----------------	--

過誤納番号	過誤納発生の理由	過誤納合計額	+	還付加算金	-	充当合計額	=	還付額

＜過誤納の詳細＞

税目	年度			通知書番号					
期別 (月)	納付すべき額			納付済額			過誤納額		
	本税	督手	延滞金	本税	督手	延滞金	本税	督手	延滞金
合計									

＜振込先口座＞ 還付額がある方は、下記口座に振り込みます。

金融機関名		支店名	
口座種別	口座番号	口座名義人	

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において被告を代表する者は市長となります。）処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考
個人住民税・森林環境税に係る充当の場合は、委託納付を含みます。

【お問い合わせ先】

(第120号様式の2枚目)

＜充当先の詳細＞

充当先 氏名・名称	
--------------	--

[illegible]

(東大和市国民健康保険高額療養費資金貸付条例施行規則の一部改正)

第3条 東大和市国民健康保険高額療養費資金貸付条例施行規則（昭和53年規則第6号）の一部を次のよう改正する。

第3条中「（第1号様式）」を削る。

第4条中「（第2号様式）」を削る。

第5条中「（第3号様式）」、「（第4号様式）」及び「（第5号様式）」を削る。

第8条中「（第6号様式）」を削る。

第9条中「必要な」の次に「様式その他の」を加える。

第1号様式から第6号様式までを削る。

(東大和市介護保険規則の一部改正)

第4条 東大和市介護保険規則（平成12年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「介護保険利用者負担額減額・免除申請書（第1号様式）」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書」に改め、同条第2項中「介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（第2号様式）」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書」に改め、同条第3項中「（第3号様式）」を削り、同条第4項中「（第4号様式）」を削り、同条第6項中「（第5号様式）」を削り、同条第7項中「（第6号様式）」を削る。

第6条の2第3項中「介護保険支払方法変更（償還払化）記載予告通知書（第6号様式の2。）」を「介護保険給付の支払方法変更（償還払化）予告通知書（）」に改め、同条第4項中「介護保険支払方法変更（償還払化）記載に係る弁明書（第6号様式の3。）」を「介護保険給付制限処分弁明書（）」に改める。

第6条の3第2項中「介護保険支払方法変更（償還払化）記載決定通知書（第6号様式の4。）」を「介護保険給付の支払方法変更（償還払化）通知書」に改める。

第6条の4第2項中「（第6号様式の5。）」を削り、同条第3項中「介護保険支払方法変更（償還払化）記載消除決定通知書（第6号様式の6。次項において「支払方法変更記載消除決定通知書」）」を「介護保険給付制限解除通知書（次項において「給付制限解除通知書」）」に改め、「（第6号様式の7。）」を削り、同条第4項中「支払方法変更記載消除決定通知書」を「給付制限解除通知書」に改める。

第6条の5第1項中「介護保険保険給付支払一時差止決定通知書（第6号様式の8。次項において「一時差止決定通知書」）」を「介護保険給付の支払一時差止通知書（次項において「一時差止通知書」）」に改め、同条第2項中「一時差止決定通知書」を「一時差止通知書」に改め、同条第3項中「（第6号様式の9。）」を削り、同条第4項中「介護保険滞納保険料控除決定通知書（第6号様式の10。）」を「介

護保険滞納保険料控除通知書」に改め、同条第5項中「(第6号様式の11)」を削る。

第6条の6第1項中「介護保険給付額減額等記載決定通知書(第6号様式の12)」を「介護保険給付額減額通知書」に改め、同条第2項中「(第6号様式の13)」を削り、同条第3項中「第6号様式の14。」及び「(第6号様式の15)」を削る。

第7条の見出しを「(保険料の決定通知及び納付)」に改め、同条第1項中「介護保険料納入通知書(第7号様式)」を「介護保険料額決定通知書」に改め、同条第2項中「(第8号様式)」を削る。

第9条第1項中「(第9号様式)」を削り、同条第3項中「(第10号様式)」及び「(第11号様式)」を削り、同条第6項中「(第12号様式)」を削り、同条第7項中「(第13号様式)」及び「(第14号様式)」を削る。

第11条中「必要な」の次に「様式その他の」を加える。

第1号様式から第14号様式までを削る。

(東大和市税減免規則の一部改正)

第5条 東大和市税減免規則(平成20年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(減免の申請書等)」に改め、同条第1項中「市民税・森林環境税減免・免除申請書(第1号様式)」を「市民税・都民税・森林環境税減免・免除申請書」に改め、同条第2項中「(第2号様式)」を削り、同条第3項中「(第3号様式)」を削り、同条第4項中「(第4号様式)」を削る。

第10条第1号中「市民税・森林環境税減免・免除決定通知書(第5号様式)」を「市民税・都民税・森林環境税減免・免除決定通知書」に、「市民税・森林環境税減免・免除申請却下通知書(第6号様式)」を「市民税・都民税・森林環境税減免・免除申請却下通知書」に改め、同条第2号中「から第4項まで」を削り、「申請書」の次に「のうち法人の市民税に係るもの」を加え、「減免決定通知書(第7号様式)」を「法人市民税減免決定通知書」に改め、「(第8号様式)」を削り、同条に次の3号を加える。

(3) 第8条第2項に規定する申請書のうち固定資産税及び都市計画税に係るものの提出があった場合において処分を決定したとき 固定資産税・都市計画税減免決定通知書(土地・家屋・償却資産)又は減免申請却下通知書

(4) 第8条第2項に規定する申請書のうち特別土地保有税に係るものの提出があった場合において処分を決定したとき 特別土地保有税減免決定通知書又は減免申請却下通知書

(5) 第8条第3項及び第4項に規定する申請書の提出があった場合において処分

を決定したとき 軽自動車税（種別割）減免決定通知書又は減免申請却下通知書

第11条中「市民税・森林環境税減免・免除決定通知書」を「市民税・都民税・森林環境税減免・免除決定通知書」に改め、「（第9号様式）」を削る。

第13条中「必要な」の次に「様式その他の」を加える。

第1号様式から第9号様式までを削る。

（東大和市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 東大和市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年規則第59号）の一部を次のよう改正する。

第2条第1項中「（第1号様式）」を削る。

第3条中「後期高齢者医療保険料納付書（第2号様式）」を「納付書」に改める。

第4条中「（第3号様式）」を削る。

第7条第2項中「過誤納金充当還付通知書」を「還付充当通知書」に改める。

第1号様式から第3号様式までを削る。

（東大和市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正）

第7条 東大和市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「決定通知書」を「利用者負担額減免通知書又は利用者負担額減免申請却下通知書」に改める。

第9条第2項中「利用者負担額免除決定通知書」を「利用者負担額減免通知書」に改め、同条第4項中「利用者負担額免除取消・変更通知書」を「利用者負担額減免取消・変更通知書」に改める。

（東大和市保育料徴収規則の一部改正）

第8条 東大和市保育料徴収規則（平成27年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項及び第2条の2中「保育料決定通知書」を「利用者負担額決定通知書」に改める。

第3条第1項中「保育料納入通知書により、」及び「東大和市指定金融機関又は東大和市収納代理金融機関に」を削り、次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

第3条第3項中「既に保育料納入通知書を交付し」を「第2条第2項の保育料の額を決定し」に、「納入書」を「納付書」に改める。

第4条第2項中「保育料減額・免除申請書」を「申請書」に改め、同条第3項中「保育料減額・免除（適用・不適用）決定通知書」を「利用者負担額減免通知書又

は利用者負担額減免申請却下通知書」に改める。

第5条第2項中「保育料免除決定通知書」を「利用者負担額減免通知書」に改め、同条第4項中「保育料免除取消・変更通知書」を「利用者負担額減免取消・変更通知書」に改める。

第6条第1項中「保育料督促状」を「督促状」に改める。

第7条中「保育料納入通知書又は納入書」を「納付書」に改める。

第8条第2項中「保育料過誤納金（還付・充当）通知書」を「還付充当通知書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、 から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の各規則の規定により作成され、又は交付された様式による用紙は、改正後の各規則の相当規定により作成され、又は交付された様式による用紙とみなすことができる。

- 3 この規則の施行の際、改正前の各規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（東大和市税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第2条の規定による改正後の東大和市税条例施行規則第22号様式の規定は、令和7年度以後の年度分の市民税について適用し、令和6年度以前の年度分の市民税については、なお従前の例による。